

○ 投資者保護基金に関する命令（平成十年大蔵省令第百二十五号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（認可申請書の添付書類等）</p> <p>第一条の二 法第七十九条の三十第二項に規定する内閣府令・財務省令で定める書類は、役員の履歴書及び住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限る。）又はこれに代わる書面並びに役員が法第七十九条の三十一第一項第三号イ又はロのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面とする。</p> <p>2 「略」</p> <p>（心身の故障のため職務を適正に執行することができない者）</p> <p>第一条の四 法第七十九条の三十一第一項第三号イに規定する内閣府令・財務省令で定める者は、精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。</p> <p>（基金の業務範囲を限定する旨を定める定款に関する事項）</p>	<p>（認可申請書の添付書類等）</p> <p>第一条の二 法第七十九条の三十第二項に規定する内閣府令・財務省令で定める書類は、役員の履歴書及び住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限る。）又はこれに代わる書面並びに役員が法第二十九条の四第一項第二号イからイまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面とする。</p> <p>2 「同上」</p> <p>「条を加える。」</p> <p>（基金の業務範囲を限定する旨を定める定款に関する事項）</p>

第一条の五  
[略]

第一条の四  
[同上]

備考 表中の「」の記載は注記である。